

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案

【答弁のポイント】以下の質問に対し答弁

●空本 誠喜君(維新)

- ・米の生産調整が実質的に継続している現状に対する見解
- ・活性化計画により荒廃農地等の林地化等を実施する主体
- ・農地において産業廃棄物等の不法投棄が行われた場合の対応

本日の会議に付した案件

○政府参考人出頭要求に関する件

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○平口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

(略)

○空本委員 ありがとうございます。

時々において農政の目的、理念というのがどんどん変わってきて、みどり戦略において、また有機農業とか環境負荷軽減とか、そういったものがこれから進ん

でいくんだらう、それは十分承知いたしておりますが、一番の問題はやはり米だと思ふんですね。米の政策というのがどういうふうになってきたか。やはり、農地と併せて日本の一番基軸たるものは米政策だったと思います。

これまで、食管法によっていろいろ米の政策が変わってきた。また、戸別所得補償制度を一度入れてみて、それで農家の方々は大変喜んでいただいたが、その戸別所得補償制度、直接支払い制度がまた止まってしまい、今、米価としては、大変農家の皆さんは嘆いていらつしやる。三十キロ、概算金でも五千円を下回るような状況にあつて、もう米作りができないという方々もどんどん増えております。

そういう意味で、農業全体もあるんですが、やはりこの国は瑞穂の国でございますので、米作りの国でございます。そういう意味で、米政策についてやはりある程度の方向性、こういったものをはっきり示していただく必要があるのかな。

また、これまで、減反政策、生産調整

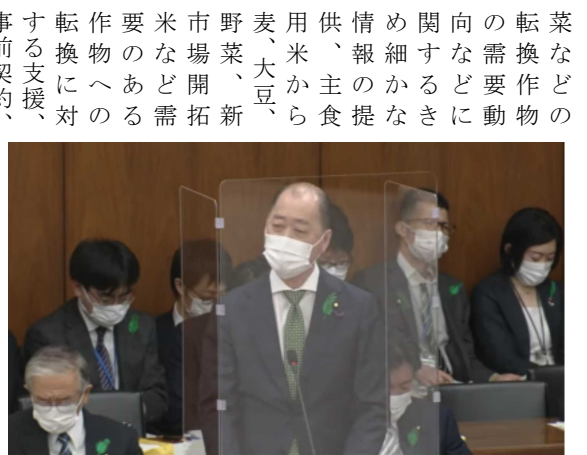
というものについては進めておりましたが、二〇一八年に一旦これは国としては廃止しています。けれども、農業法人の皆さんとかは、自分で販路を開拓して、自ら価格交渉をして頑張つていらつしやるというのとは分かりますが、多くの米作り農家の方々は、やはり農協さんとかに拠出して、ある程度、地方、農協が決めた価格、決めた量でしか生産できないという状況にあります。そして、その出している量が、やはり農協とかに出している量が一番大きいものですから、やはり生産調整というのは自然と地方、農協の方で決まってきました。

国では生産調整、減反政策は廃止したということでありませうけれども、まだまだ、地方においては減反政策というのは実質的に続いている状況かと思ひます。この今の現状について、政府として、米の大方針としてどういうふうなお考えなのか、見解をお願いいたします。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

米政策につきましては、今、空本先生からお話がありましたように、平成三十年産から、生産数量目標の配分を行わない政策へと移行をしております。現在の米政策におきましては、主食用米の需要が毎年減少される、こういう見込みがある中で、国内の消費拡大や輸出の拡大の取組を進めながら、農業者や産地の皆さん方が、自らの経営判断によりまして、需要に応じた生産、販売を着実に推進をしていくということを基本としているわけでございます。

このために、農林水産省といたしましては、自ら販路を開拓する農業者や産地の意思決定に資するように、米の需要の見通しでございますとか、麦、大豆、野



菜などの転換作物の需要動向などに開するきめ細かな情報の提供、主食用米から麦、大豆、野菜、新市場開拓米など需要のある作物への転換に対する支援、事前契約、複数年契約による安定取引の推進などに取り組んできたところでございます。今後とも、こうした取組を通じまして、意欲のある農業者や産地を支援をさせていただいて、需要に応じた生産、販売を推進してまいりたいと考えております。

(略)

○空本委員

そして、活性化法案についてなんです、活性化法案のイメージ図が農水省から提示されました、放牧をしているイメージが提示されました。林地化させるとか放牧させるとかというのは、実際、誰がやるのか。実際、中山間地域を中心として、まさに放牧とか林地化をさせなきゃいけないというのですが、やる主体は誰なんですか。いろいろな経営主体があるかと思うんですが、農水省として、どういふ方々がこれを担っていくのか、お答えいただけますか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

中山間では、空本先生のお話がありましたように、厳しい状況があるというふうにも認識をしているわけでございますけれども、もちろん、農地の保全については、地域の農業者の皆さん方が保全をしていただくというのが一番いいことだというふうにも思っておりますけれども、なかなかそういった事業に農業者の皆さんだけで取り組むというのが難しい場合もあるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

そのような場合は、多様な関係者が連携をしていただいて、そういった農地の保全等の取組を実施していくということが重要なことだというふうに思っております。

今回の農山漁村の活性化法の改正におきましても、地域の事情を踏まえた任意の協議会を設置できるということとしておりますので、いろいろな方に幅広く入っていただいて議論をしていただくような、そういうような協議会というものもつくれることになっておりますので、そういう議論によって、いろいろな方に取り組んでいただければというふうに思っております。

(略)

○空本委員 こういう産業廃棄物の問題もありますので、また、農地に例えば建設残土とかが置かれてしまったり、不正な転用といたしますか利用があった場合、違反転用などがあった場合、農水省としてはどういふふうに対処されるんでしょうか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

産業廃棄物等の不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして措置をするものと考えておりますけれども、農地法におきましても必要な措置を講ずることとなっております。

農地におきまして産業廃棄物等の不法投棄が行われた場合は、違反転用事案として、農業委員会は、速やかに、その事案を調査した上で、農地転用許可権者である都道府県知事等に報告をすることになっております。

農業委員会から報告を受けました都道府県知事等は、違反転用者に対しまして、是正指導や産業廃棄物等の搬入中止などの勧告等の行政指導を行うとともに、こうした指導に従うことが見込まれなければ、農地法第五十一条第一項の規定に基づく原状回復等の措置を命ずることになっております。

(以下略)



全会一致で原案通り可決



可決のお礼